弘南バス株式会社安全報告書

2023年度運輸安全マネジメントに関する取組み

＊安全にかかわる情報の公開について＊

平成18年10月から【安全マネジメント】の導入により、絶えず輸送の安全性を確保するために守るべき事項を定めた「弘南バス自動車事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定いたしました。

この安全管理規定に基づき、輸送の安全に関する計画の策定（Plan),実行（Do),評価（Check),改善（Act)を確実に実行し、見直し、安全の向上に努めます。

また、安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の７第１項の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表いたします。

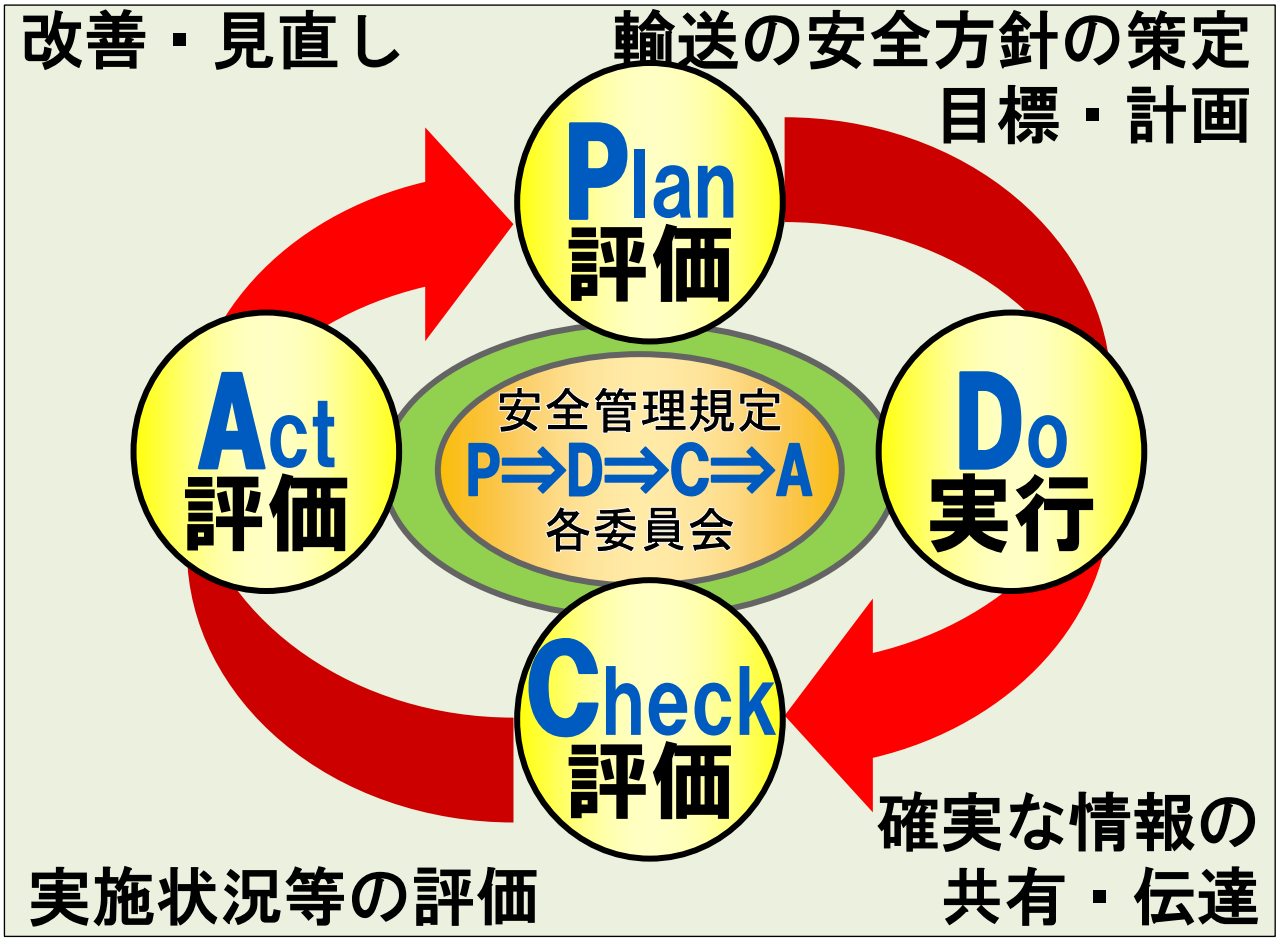

企　業　理　念

安全輸送最優先
必要利益の確保
思いやりと厳しさ

2023年度 経営方針

100年続く会社を目指そう

（あと18年）

明るい職場で、地域とお客様に
信頼され愛される会社となる

仕事をする上での心構えとして

一、常に事故０を目指す

安全運転に徹し、
緊張感と謙虚な姿勢で事故防止

一、良い仕事をするため

感染防止策を徹底し、
健全な心と体で、前向きに仕事に取り組む

一、日頃の心構え

業務の効率化を図り、
節約に努める企業文化を定着させよう

２０２３年４月１日　弘南バス株式会社

決　ま　り　を　守　る

1. 運転中シートベルトは必ず着用すること
2. 乗務中は常に着帽すること
3. 停留所付近で待合客がいる場合は必ず停車し、自分で判断せず、必ずお客様に確認すること

   また、乗降客が無く停留所を通過する場合も、徐行すること
4. バス車内においては、絶対に喫煙やポイ捨てはしないこと
5. 乗務中は法令速度を遵守すること
6. 交差点の右左折時には一旦停止し、歩行者・自転車・バイク等の有無を確認してから走行すること
7. 金銭の取扱いについては慎重をきし、疑わしい行為はしないこと
8. 決められた運行経路は、必ず終点まで運行すること
9. 運行中の携帯電話の操作は緊急業務以外は厳禁とする
10. 報告・連絡・相談は正確に素早く、特に最初の情報が一番大切である

平成 29 年 4 月 1 日

乗合部長・人事部長

2023年度取り組みについて

事　故　防　止	路上全般	十分な車間距離をとり、余裕のある運転を実施する
		停留所発進時、車両周囲確認後の発車の徹底
		冬期間の乗降客の安全確保に努める
		高齢者、子供の危険特性を理解し、事故防止に努める
		大型車の車両構造の特性を理解し、巻き込み事故等を防ぐ
		自転車、歩行者の付近を通過する際は間隔を多くとり、接触事故を防ぐ
		狭い道で、他車と交差する際は無理な行動をしない
		お客様乗降時の安全確認を徹底し、人身事故防止に努める
		デジタルタコグラフデータを分析し、スピード管理、エコ運転の指導実施
		お客様に不安を与えるような急の付く運転をしない
		道路状況を把握し、安全な速度での運行
		サービスエリア休憩後の乗車人員確認を徹底し、乗残し防止
	車内事故防止	マイクを活用し、着席案内等で車内事故防止
		お客様の着席確認後の出発の徹底
		終点後の車内確認の徹底
	構内事故防止	ワンマン運行時、確認のため、下車確認を実施し、後退事故防止に努める
		二人乗務の場合は必ず、一人がバック誘導を実施し、事故防止に努める
車　両　管　理	車両美化	車内掲示物は掲示期限を守り、きれいな車内空間にする
		板金塗装を定期的に実施し、腐食のない車両にする
	路上故障防止	過去のデータを基に定期点検整備等を実施し、故障防止に努める
		走行キロに応じ、タイヤローテーションを実施する
		トラブルに対する車両知識の向上と対処
教　育　関　連	人材育成	研修等により、乗務員、事務員ともに意識向上、技術向上をする
		研修コース等を使用し、乗務員の運転技術向上教育を実施する
		添乗指導を実施し、接遇向上、運転技術向上を目指す
運　行　管　理	適正運行、厳正な点呼	指示書、行路カードの確認を徹底し、早発、遅発を防止する
		運行中の携帯電話管理を確実に行い、使用させない環境を構築する
		決まりを守ることを徹底していくため、管理職より、全乗務員に手紙配布
		管理職による、早朝点呼の立会実施
		運行管理者による厳正な点呼により、事故防止等に努める

1.　輸送の安全に関する基本的な方針

――― 特別施策 ―――

1. 社長は年4回以上営業所を巡回し、乗務員に輸送の安全の確保の重要性を訴える。
2. 安全統括管理者（乗合部長）は年8回以上営業所を巡回し、事故防止に向けて具体的に取り組む。
3. 乗務員は毎日の点呼時に「今日一日事故は起こしません」と点呼執行者と必ず唱和する。
4. 整備員は1ヶ月、3ヶ月点検を確実に実施し、事故防止、車両故障防止に努める。
5. 事故はお客様に多大な損害とご迷惑をかけることを強く自覚する。
6. 事故発生時は、速やかに報告し、関係者はその処理にあたる。

2.　輸送の安全に関する目標（2022年度）

・ 2022年度は目標を達成しております。

該　当　事　項	2022年度結果	2023年度目標
重大事故（自動車事故報告規則第2条3号に該当するもの）	0 件	0 件
健康起因（自動車事故報告規則第2条9号に該当するもの）	0 件	0 件
車両故障（自動車事故報告規則第2条11号に該当するもの）	0 件	0 件

2023年度目標

(1) 事故目標ゼロ
- 重大な運転事故　　0 件 を目標とする
- 健康起因　　0 件 を目標とする
- 車両故障　　0 件 を目標とする

(2) 厳正な点呼の実施及び宿泊地での飲酒厳禁（アルコールチェッカー使用）での飲酒運転根絶
(3) 輸送の安全に関する情報収集と共有化（ヒヤリハット報告）
(4) 輸送の安全に関する設備投資
　①乗務員教育関係　②車両関係（ASV装着車両への更新）
(5) 整備データを基に定期整備を実施し、路上故障予防に努める。

3.　自動車事故報告規則2条に規定する事故に関する統計(2022年度）

第2条第3号に該当するもの　　0 件
第2条第9号に該当するもの　　0 件
第2条第11号に該当するもの　　0 件

4. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 安全輸送最優先の徹底と法令遵守。
(2) 安全設備投資を積極的かつ効率的に行う。
(3) 輸送の安全に関する内部監査の実施と是正、予防措置。
(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制の確立と情報の共有化。
(5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画の策定と的確な実施。
(6) 会社全体が一丸となっての「安全風土」づくりと安全意識の向上。

5. 輸送の安全に関する計画

(1) 安全輸送最優先という意識の徹底と法令遵守。
- 決まりを守れる集団となり、法令、規程、あらゆる規則の遵守及び安全方針の周知徹底する。

(2) 社内体制の強化
- 運輸安全マネジメント内部監査規程を設け、内部監査委員を選任し運輸安全マネジメント内部監査を実施し、重点施策等の進捗状況をチェックし問題点の改善をする。

(3) 情報の伝達及び共有
- 社長、安全統括管理者等管理部門が各営業所を巡回し、コミュニケーションを図り情報の吸い上げと共に全従業員に安全意識及び安全風土を高める。
- 事故発生時は速やかに正確な情報伝達のレベルアップを図るため、研修等を実施していく。
- また、ヒヤリハット報告により情報を共有化し事故防止に役立てる。

(4) 事故防止への取組みと安全教育の徹底
- 実技研修コース、研修センターを利用して乗務員の安全教育及び実技研修の計画に基づいて実施し、安全意識向上と運転技術向上に努める。
- 管理者に対しては、適性診断指導要領の教育を実施し、レベルアップを図る。
- なぜなぜ分析を活用することで原因と防止策を解明し、事故防止に努めていく。
- 研修センターでの危険予知トレーニングや他社の事故事例等、情報を共有化し事故防止に努める。
- デジタルタコグラフの活用での、法定速度の遵守と省エネ運転による安全運行の徹底。
- ドライブレコーダーを活用し、事故要因の分析及び再発防止の取組の徹底。

(5) その他
- 管理者による立会い点呼や、添乗指導結果での重点指導を必要者に対する特別研修等により輸送の安全に努める。

6. 輸送の安全に関する予算等実績額

項　　目	金額（千円）
安全輸送に関する設備費（車両購入、タイヤ等含む）	154,194
乗務員、運行管理者教育指導及び健康管理に関する費用	6,618
合計	160,812

※ 補助金使用含む

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制

- 輸送の安全に係る情報の伝達体制
  【別紙-1】参照
- 事故、災害等発生時の報告連絡体制
  【別紙-2】参照

8. 安全統括管理者に係る情報

- 氏名　加藤　尚徳
- 役職　取締役　乗合部長
- 期間　令和4年2月15日～

9.　安全管理規定

・【別紙-3】参照

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、計画

運行管理者及び整備管理者への研修

・ 運行管理者一般講習
・ 運行管理者基礎講習
・ 運輸安全マネジメント講習
・ 運行管理者、補助者研修
・ 整備管理者研修
・ 整備管理者選任前研修

乗務員への研修

・ 適性診断（一般、初任、特定、適齢）
・ 外部講師を依頼し、事故防止、接遇向上研修
・ 国土交通省告示に基づいた教育
・ 初任運転士研修
・ドライブレコーダーを活用した事故惹起者運転士面談指導
・ チェーン着脱研修
・ 高速道路停車時対応研修
・ 車椅子乗車研修
・ 非常ドア開閉訓練
・ 消火器実施訓練

11. 輸送の安全に係る内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容

・ 安全管理規定に基づき、全営業所の内部監査を実施し、経営トップへの報告会も開催しております。

12. 監査に関する情報

・ 貸切運行営業所安全管理体制に係る内部監査結果
【別紙-4】参照　※2023年4月1日現在

13. 貸切事業者用自動車・運行管理者・整備管理者に係る情報

・【別紙-5】参照　※2023年4月1日現在

2023/4/1

別紙1

輸送の安全に係る情報の伝達体制

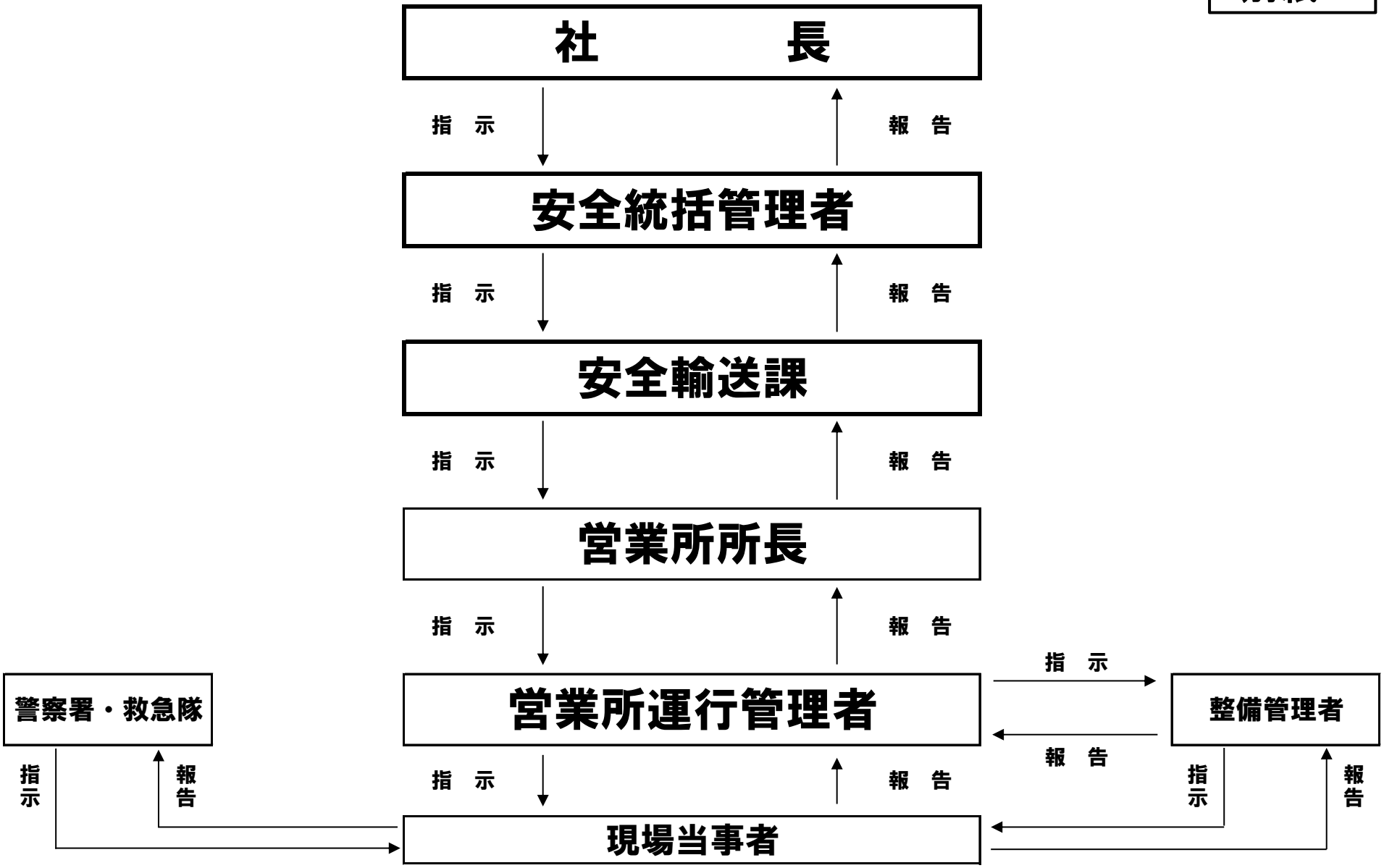

2023/6/28

別紙2-1

重大事故、災害発生時連絡系統

※整備管理者は発生営業所

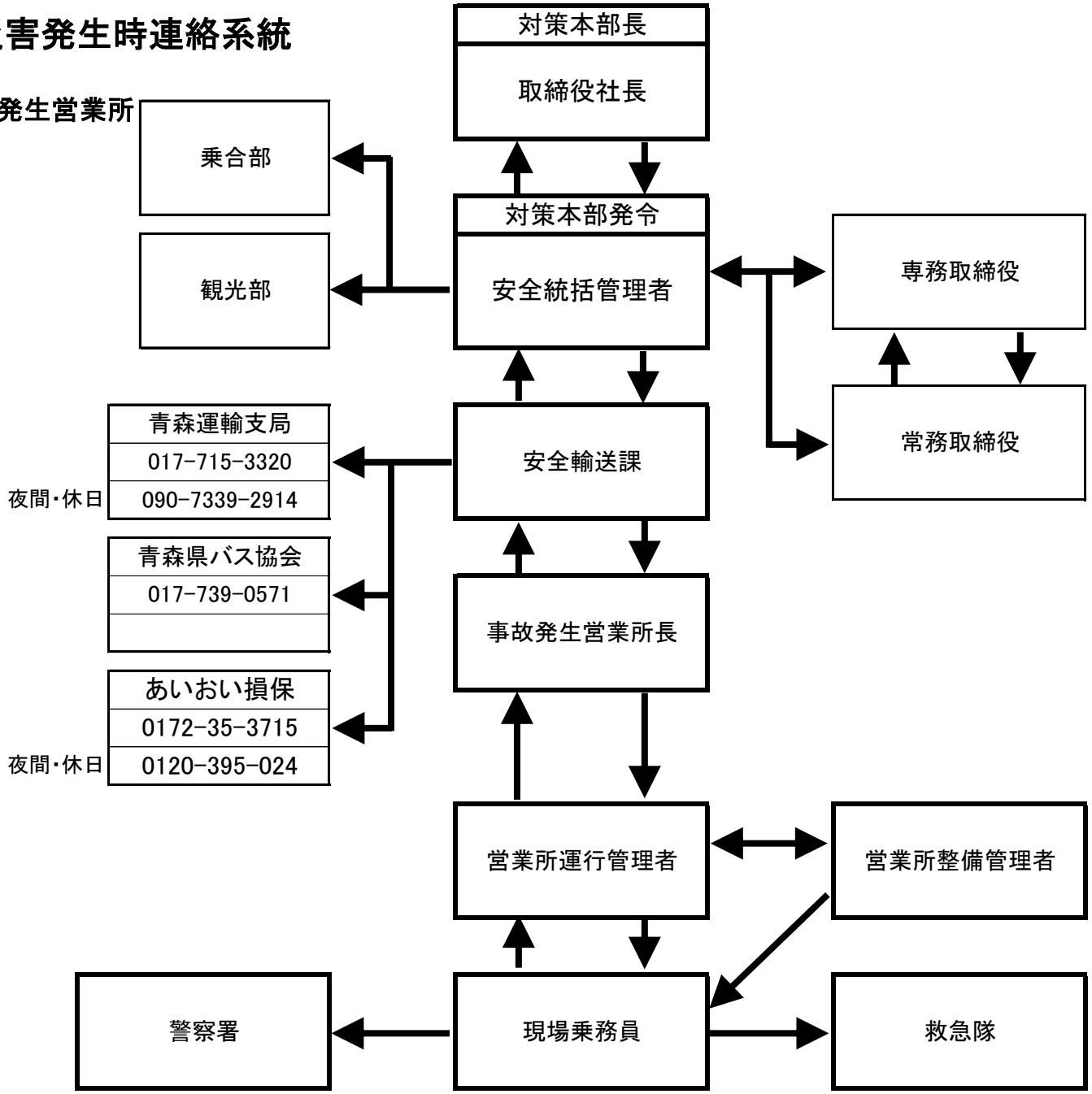

2023/6/28

別紙2-2

重大事故、災害発生時連絡系統

（夜間）

※整備管理者は発生営業所

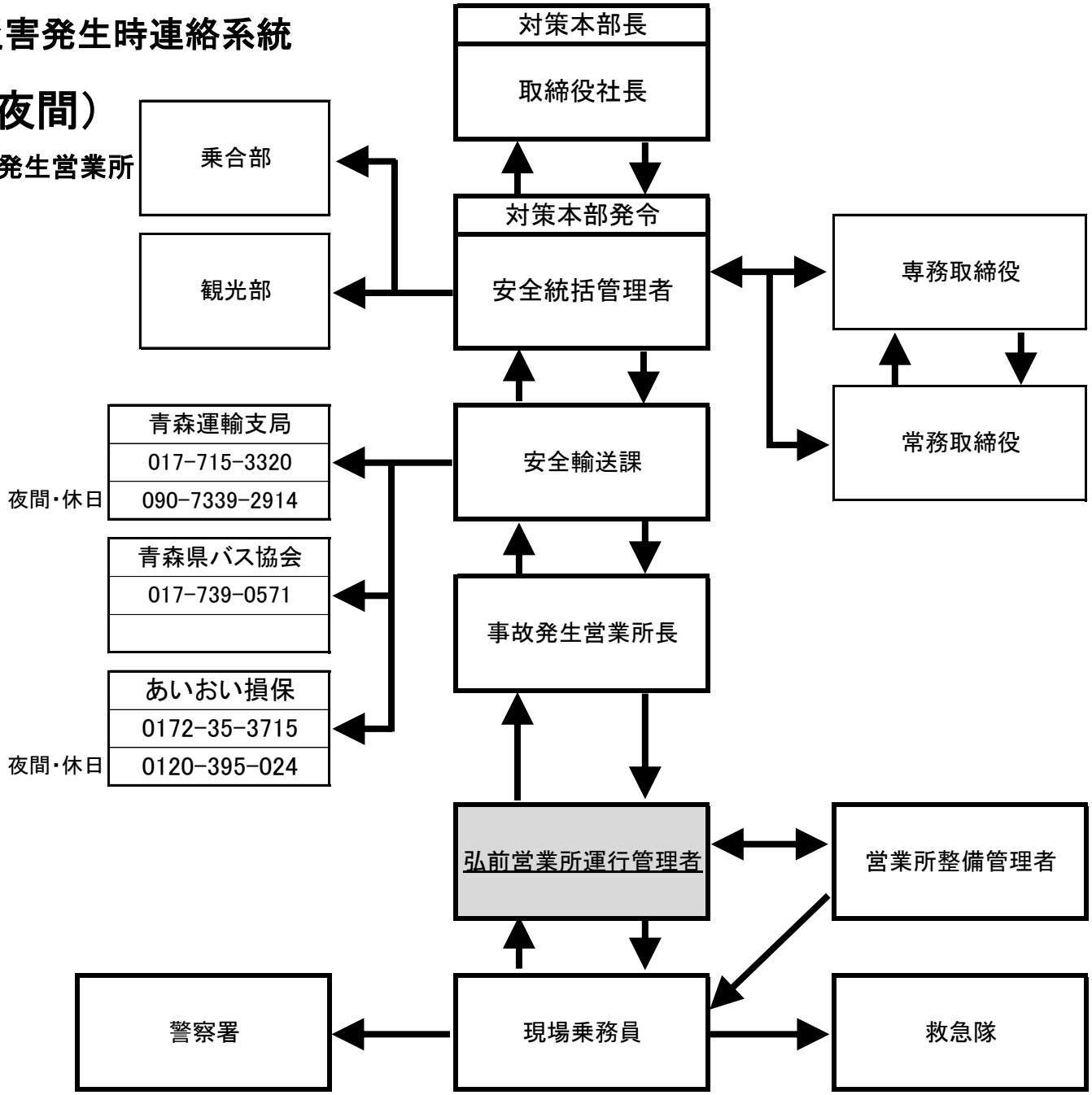

別紙3

弘南バス株式会社　安全管理規程

目次

第一章　総則
第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実

施すること。
2　管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力、連携して、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）
第五条　第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）
第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）
第七条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4　経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）
第八条　社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
一　安全統括管理者
二　統括運行管理者
三　運行管理者
四　整備管理者
五　その他必要な責任者
2　営業所、車庫、案内所の統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所、車庫、案内所を統治し、指導監督を行う。
3　弘前営業所統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、弘前管内（弘前営業所、和徳車庫、藤代車庫）を統括し、指導監督を行う。
4　五所川原営業所統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、五所川原管内（五所川原営業所、鯵ヶ沢案内所、小泊案内所）を統括し、指導監督を行う。
5　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条　社長は、旅客自動車運送事業規則（昭和三十一年八月運輸省令第四十四号）第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。（別紙１、別紙２）

２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

　また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制

及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

２　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

３　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。（別紙３）

（附則）

第十九条　平成１８年１２月２０日より制定実施
平成２１年　４月　１日　　一部改正
令和　３年　７月　１日　　一部改正
令和　４年　２月１５日　　一部改正
令和　５年　６月　１日　　一部改正
令和　５年　６月２８日　　一部改正
この規則は令和５年６月２８日より実施する

弘南バス株式会社
代表取締役社長　工　藤　智　久　　㊞

令和4年10月7日

監査報告書	被監査部署： 青森営業所 立会人：　藤田　所長	監査番号：　1 監査年月日： 令和　4　年　10　月　6　日
監査基準： 運行管理者の職務遂行事項	監査範囲： 運輸安全マネジメントに関する、内部監査チェックリスト及びその範囲（令和4年度）	
監査チーム 監査リーダー：　笹田　範美　　監査担当：　鳴海　敏幸		

1. 監査の目的

社内規定の遵守状況に関する適合性の監査、

及び交通事故の予防を含めた輸送の安全の向上を図る。

2. 監査全般の所見

・アルコール検知器使用について、抜打ちで10月4日、運転士28名、ガイド2名、事務職3名、清掃員3名、工場1名、計37名の検知器記録を管理簿と日誌で照合し出勤者全員を確認しました。
・貸切宿泊時に携行する検知器は新旧合わせて8個あり、持参している機器ナンバーを管理簿に記入しているだけなので、紛失防止管理の為にも貸出台帳を作成するよう話しをしました。
・添乗指導は今年度12名実施しており、その中には有責事故を起こした者も含まれております。
・営業所にある貸切指示書入庫時間の記載が無いのが9月分で2～3件あり、防止策について所長と具体的例を交えて話しを致しました。
・今までの所長会議の中で徹底の指示があったものをまとめ、廊下へ掲示し乗務員に対して再認識と守って頂きたい姿勢が感じられます。
内容は、①ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞは極力短くし、10分は最大であり必要ない時は直ぐに切る。
②正しいシートベルトの装着、クリップ等でたるみをつくらない事。
③待機場所での輪留め、事故防止の為営業所だけでなく待機場所でも使用。
④車内ラジオの禁止、回送中だけでなく休憩中も車内ラジオをつけない。
⑤待機中は必ずメインスイッチを切る、ターミナル等でのメイン切り忘れが指摘されている。
⑥手荷物（スーツケース）の積込みは慎重に、両手で持ち運び『持ち手』は持たない。
以上6項目　令和4年7月22日付 所長名で掲示

3. 前回監査の改善事項

☐ 前回指摘事項なし。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されている。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されていない。

（適切に処理されていない場合は、今回の監査の不適合事項または改善事項として処理される）

4. 監査の結果

不適合事項はありません

NO,	チェック項目	評価	不適合事項	改善事項

5. フォローアップ監査の予定

監査対象不適合事項　　ありません。

監査予定日

監査対象部署

6. その他特記事項

・特にありません

承　認	確　認	作　成
4年　10月12日	4年　10月11日	4年　10月11日
社　長	安全統括管理者	監査 リーダー

令和5年1月16日

監査報告書	被監査部署: 黒石営業所 立会人:副所長　鳴海秀之	監査番号:　8 監査年月日: 令和　5　年　1　月　10　日
監査基準: 運行管理者の職務遂行事項	監査範囲: 運輸安全マネジメントに関する、内部監査チェックリストとその範囲(令和4年度)	
監査チーム 監査リーダー:　笹田　範美　　監査担当:　鳴海　敏幸		

1. 監査の目的

社内規定の遵守状況に関する適合性の監査、

及び交通事故の予防を含めた、輸送の安全の向上を図る。

2. 監査全般の所見

・乗務員台帳について、免許有効期限、適正診断受診等必須項目を配属23名分確認したところ、適正に記載されておりました。
・事故防止に向けた研修で、10月に1045号車を使用して、車椅子の積載訓練を実施したとの口頭説明がありましたが、写真などの記録が残っていない為、今後実施した際は記録を残すように指導しました。

3. 前回監査の改善事項

☑ 前回の監査での指摘改善事項は特になし。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されていない。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されている。

(適切に処理されていない場合は、今回の監査の不適合事項または改善事項として処理される)

4. 監査の結果

特になし

NO,	チェック項目	評価	指摘事項	その内容

5. フォローアップ監査の予定

監査対象指摘事項　　特になし

監査予定日

監査対象部署

承　認	確　認	作　成
5年　1月 20日	5年　1月 19 日	5年　1月 17日
社　長	安全統括管理者	監査 リーダー

令和5年2月28日

監査報告書	被監査部署: 弘前営業所 立会人:　成田　所長	監査番号:　10 監査年月日: 令和　5　年　2　月　21　日
監査基準: 運行管理者の職務遂行事項	監査範囲: 運輸安全マネジメントに関する、内部監査チェックリストとその範囲（令和4年度）	
監査チーム 監査リーダー:　笹田　範美　　監査担当:　鳴海　敏幸		

1. 監査の目的

社内規定の遵守状況に関する適合性の監査、

及び交通事故の予防を含めた輸送の安全の向上を図る。

2. 監査全般の所見

・乗務員台帳は、今回パソコンから出して頂き、所属枚数97名分の作成番号・適正診断・免許証有効期限などを確認しました。
・適正診断は一般14名適齢8名合わせて今年度22名全員と面談指導記録も確認しました。
・アルコールチェックの実施状況は、抜打ちで2月20日、所長以下事務所5名、乗務員80名、工場4名、清掃員5名、バス停班2名の出勤者全員の記録を確認しました。
・貸切宿泊を伴うアルコール検知器持参について、持参した場合にはその検知器の番号を記入している用紙を確認しました。
・事故防止に向けた研修の中で、6月に車椅子の積込み固定方法、11月はチェーンの掛け方の研修資料を確認しました。

3. 前回監査の改善事項

☑ 前回の監査での指摘改善事項は特になし。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されている。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されていない。

（適切に処理されていない場合は、今回の監査の不適合事項または改善事項として処理される）

4. 監査の結果

不適合事項はありません

NO,	チェック項目	評価	不適合事項	改善事項

5. フォローアップ監査の予定

監査対象不適合事項　　ありません

監査予定日

監査対象部署

6. その他特記事項

ありません

承　認	確　認	作　成
5年　3月 7日	5年　3月 3 日	5年 3月 1日
社　長	安全統括管理者	監査 リーダー

令和5年3月22日

監査報告書	被監査部署： 五所川原営業所 立会人：　葛西　所長	監査番号：　13 監査年月日： 令和　5　年　3　月　16　日
監査基準： 運行管理者の職務遂行事項	監査範囲： 運輸安全マネジメントに関する、内部監査チェックリストとその範囲（令和4年度）	
監査チーム 監査リーダー：　笹田　範美　　監査担当：　鳴海　敏幸		

1. 監査の目的

社内規定の遵守状況に関する適合性の監査、

及び交通事故の予防を含めた輸送の安全の向上を図る。

2. 監査全般の所見

・乗務員台帳は所属61名の枚数を確認し、適正診断他見た中で免許有効期限切れが5名おり、訂正するよう話しをしました。
・貸切宿泊携帯時のアルコール検知器台帳を見て、検知器番号が書かれてなく、〇印になっており、番号を書くように所長に指導しました。（何かあった時、番号が分からないと対処出来ない為）
・適正診断については、今年度一般診断が23名、適齢診断が9名で全員実施しております。
・運行記録計の指導は、令和4年5月以降記録がない為、スピード等違反が見られる時は、指導するよう話しをしました。
・アルコールチェックの実施状況は、抜打ちで3月13日、所長以下事務所4名、乗務員高速12名、貸切1名、定期17名、スクール18名、工場3名、清掃員3名の出勤者全員の記録を確認しました。

3. 前回監査の改善事項

☑ 前回の監査での指摘改善事項は特になし。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されている。

☐ 前回の監査で発見された改善事項は適切に処理されていない。

（適切に処理されていない場合は、今回の監査の不適合事項または改善事項として処理される）

4 監査の結果

不適合事項はありません

NO,	チェック項目	評価	不適合事項	改善事項
			なし	

5 フォローアップ監査の予定

監査対象不適合事項　　ありません

監査予定日

監査対象部署

6 その他特記事項

特になし

承　認	確　認	作　成
5年　3月23日	5年　3月23　日	5年　3月 22日
社　長	安全統括管理者	監査 リーダー

別紙 5

事業用自動車の運転士・運行管理者・整備管理者に係る情報

	弘前営業所	五所川原営業所	青森営業所	黒石営業所	全営業所計
運転士数 【貸切（兼務含む）】	93 名	61 名	34 名	23 名	211 名
選任している運行管理者数	6 名	5 名	4 名	4 名	19 名
選任している運行管理補助者数	4 名	7 名	1 名	3 名	15 名
選任している整備管理者数	1 名	1 名	1 名	1 名	4 名
選任している整備管理補助者数	11 名	9 名	6 名	7 名	33 名

事業用自動車に係る情報

	弘前営業所	五所川原営業所	青森営業所	黒石営業所	全営業所計
事業用自動車数 【貸切】	30 台	31 台	12 台	1 台	74 台
大型車	13 台	11 台	9 台	0 台	33 台
中型車	15 台	20 台	1 台	1 台	37 台
小型車	2 台	0 台	2 台	0 台	4 台

※乗合及び乗用を除く。

（令和5年　4月　1日現在）